

熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程における課程博士の学位に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本大学学位規則第23条の規定に基づき、熊本大学大学院社会文化科学教育部博士後期課程（以下「本課程」という。）における課程博士の学位論文の審査及び最終試験等に関し必要な事項を定める。

(学位論文の提出資格者)

第2条 本課程に在学する者で学位論文の審査を受けることができるものは、本課程に2年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、1,2年次の研究経過報告を行い、学位論文の予備審査を受けた者とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、この限りではない。

(学位論文等の提出)

第3条 学位論文の審査を願い出る者は、教授会が指示する期日までに、次に掲げる書類等を教育部長へ提出しなければならない。また、審査委員の構成数により(3)から(5)の提出部数は5部とすることができる。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（別紙様式1） | 1部 |
| (2) 履歴書（別紙様式2） | 1部 |
| (3) 学位論文 | 4部 |
| (4) 論文要旨（別紙様式3） | 4部 |
| (5) 論文目録（別紙様式4） | 4部 |
| (6) その他参考論文等 | 各2部 |

第3条の2 博士の学位を授与された後に当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表しようとする者は、前条の書類等に加え、熊本大学博士論文のインターネット公表に伴うガイドラインに規定する博士論文要約公表申請書を教育部長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第4条 教授会は、学位の提出者ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行うとともに、学位を授与するに当たり付記すべき専攻分野の名称の判定を行う。

3 審査委員会は、教授会の構成員の中から次に掲げる者で組織する。

- (1) 主指導教員
- (2) 提出された学位論文の内容に関係の深い学術領域の教授、准教授又は講師2人
- (3) 前号以外の学術領域の教授、准教授又は講師1人

4 審査委員会には、教授会の議を経て、以下の委員を1人加えることができる。

- (1) 熊本大学の他の大学院の教授、准教授又は講師
- (2) 他大学の大学院又は研究所等の教員等

5 審査委員会に主査を置き、委員の互選によって定める。

(最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心とする筆記又は口頭による最終試験を行う。

(論文発表会)

第6条 審査委員会は、最終試験終了後学位論文の発表会を開催しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験の結果報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、学位審査結果報告書（別紙様式5）を教育部長に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、課程博士の学位に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。